

国民健康保険制度について

国民健康保険（国保）は、病气やケガに備えて、加入者みんなで助け合う制度です。職場の健康保険などに加入している場合や後期高齢者医療制度に移行した場合、生活保護を受けている場合以外は、すべての方が国保に加入することになります。

国民健康保険の届出について

同一世帯内に健康保険の異動があった方がいる場合は、異動後14日以内に届出をしていただく必要があります。届出に必要な書類については、下表をご覧ください。

- 国保に加入するとき
 - ・他の市区町村からの転入
 - ・勤務先の健康保険などに加入していない方は、町内に転入した日が鏡石町国保の加入日となります。
 - ・職場の健康保険などを脱退勤務先を退職して国保に加入する場合は、退職日の翌日が加入日となります。
- 国保を脱退するとき

・他の市区町村へ転出
転出する日に鏡石町国保の資格がなくなります。
・職場の健康保険などに加入加入した日の翌日に国保の資格がなくなります。

届出が遅れると

- 加入の届出が遅れると
加入する資格ができた月の分まで、国民健康保険税（国保税）をさかのぼって納めることとなります。また、届出日までの医療費は、特別な理由がない限り全額自己負担となります。
- 脱退の届出が遅れると
国保の資格がなくなったにも関わらず、届出が遅れ、国保の保険証を使用して診察を受ける人がいます。この場合、国保から支払われた医療費はお返しいただきます。



国保税について

年度の途中で健康保険に異動があった方の国保税は月割で計算されます。国保に加入するときは加入する方の前年の所得により、加入した月から国保税が課税されることとなります。社会保険加入等により、脱退した場合は、加入した前の月までの国保税が再計算され、申請した翌月に変更後の納税通知書が送付されることとなります。

- 国保税を滞納すると
国保税を滞納すると次のような滞納措置がとられます。
 - ① 督促・催告を受けたり、延滞金が増算されます。
 - ② 有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。
 - ③ 「被保険者資格証明書」が交付されます。（このとき、かかった医療費は一旦全額自己負担となります。）
 - ④ 国保の給付の全部または一部が滞納している保険税に充てられます。
- ※このほかに、財産の差し押さえなどの滞納処分を行う場合があります。

修学中の鏡石町国保加入者には「学生特例」の保険証を交付します

鏡石町の国保加入者で、修学のために他の市区町村に転出する場合、特例により引き続き鏡石町の国保に加入することができま。

住所は鏡石町外になります。が、転出前に所属していた世帯の国保加入者となりますので、転出先の市区町村で新たに国保に加入する必要はありません。

また、国保税は転出前に所属していた世帯の世帯主に課税されます。この特例を受けるには、次のとおり手続きが必要となります。

- 申請の方法
他の市区町村に転出される際に、合格通知書などの合格したことの確認ができる書類の写しを添付して申請をしてください。
- また、在学証明書が必要になるため、入学後に提出をお願いします。
- 保険証の更新
在学中の「学」の保険証

高額療養費制度

高額療養費制度は、医療機関や保険調剤薬局に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合に、申請により限度額を超えた分が給付される制度です。

- 自己負担限度額
世帯内の被保険者の年齢、前年の所得によって自己負担限度額が変わります。また、過去の支給回数によっても変わりますので、下表でご確認ください。
- 自己負担額の計算方法
平成27年1月診療分以降
高額療養費は、医療機関ごとに入院・外来別、内科・歯科別で月の1日から末日までの自己負担額で計算します。

計算に含まれるのは、保険適用内のものに限られるので、食事代や差額ベッド代は含まれません。

- 自己負担額は世帯内で合算できます
被保険者の年齢によって、合算できる範囲が異なりますが、合算して限度額を超えた分が、給付されます。

・70歳未満の被保険者のみの

国保の届出一覧

	こんなとき	持参するもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	前住所地の市区町村が発行した転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書など
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑
国保を脱退するとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	被保険者が死亡したとき	保険証、通帳、印鑑
その他の異動	生活保護を受けるようになったとき	保険証
	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印鑑
	鏡石町内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分離したり、合併したりしたとき	保険証、在学証明書、印鑑
修学のため、別に住所を定めるとき		
保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	印鑑	

※手続きの際、本人確認が必要となりますので、運転免許証など身分証明書をご持参ください

世帯 同月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、合算の対象になります。

- ・70歳以上75歳未満の被保険者のみ世帯
金額、医療機関、入院・外来、内科・歯科区別なく合算の対象になります。
- ・70歳未満と70歳以上75歳未満の被保険者がいる世帯
70歳以上75歳未満の方の限度額を計算し、70歳未満の方の21,000円以上の自己負担額を加算して70歳未満の世帯の限度額を適用します。

● 限度額適用認定証を利用しましょう

「限度額適用認定証」を医療機関などに提示すると、1つの医療機関等での支払いが自己負担限度額までとなります。事前の申請が必要となりますので、入院等により医療費が高額になる場合は、お問い合わせください。

▼申請・問い合わせ先
税務町民課 ☎6212112

〈被保険者が70歳未満のみの世帯〉			〈被保険者が70歳以上75歳未満のみの世帯〉		
所得区分	3回目までの自己負担限度額	4回目以降の自己負担限度額（月額）※1	所得区分	外来限度額（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
所得※2が901万円を超える上位所得者	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%	140,100円	現役並み所得者※高齢受給者証の負担割合が3割の人	44,000円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% ※4回目以降は44,400円
所得が600万円を超え901万円以下の上位所得者	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%	93,000円	一般	12,000円	44,400円
所得が210万円を超え600万円以下の一般	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円	低所得者Ⅱ※世帯主と加入者全員が住民税非課税の世帯	8,000円	24,600円
所得が210万円以下の一般（住民税非課税世帯を除く）	57,600円	44,400円	低所得者Ⅰ※世帯主と加入者全員が住民税非課税かつ所得が0円の世帯	8,000円	15,000円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円			

※1 過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額 ※2 所得＝総所得金額－基礎控除